

大阪市告示第877号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

| 施設名 | 年月日 | 供用時間 |
|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場 | 令和8年7月1日（水）から 同月5日（日）まで | 午前9時から 翌日午前1時30分 まで |
| | 令和8年7月7日（火）から 同月12日（日）まで | |
| | 令和8年7月14日（火）から 同月19日（日）まで | |
| | 令和8年7月22日（水）から 同月26日（日）まで | |
| | 令和8年7月28日（火）から 同月31日（金）まで | |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）